

サンゴ類及び海藻草類の ライン・スポット調査について

平成29年9月

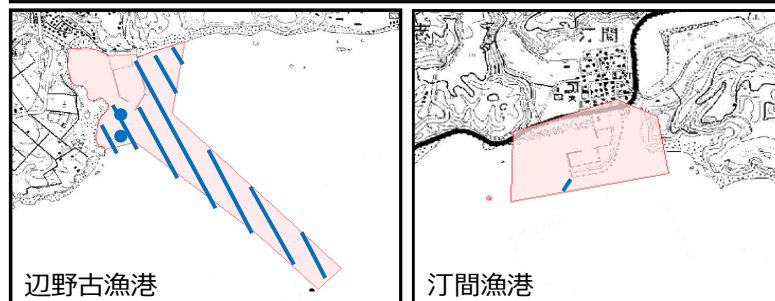
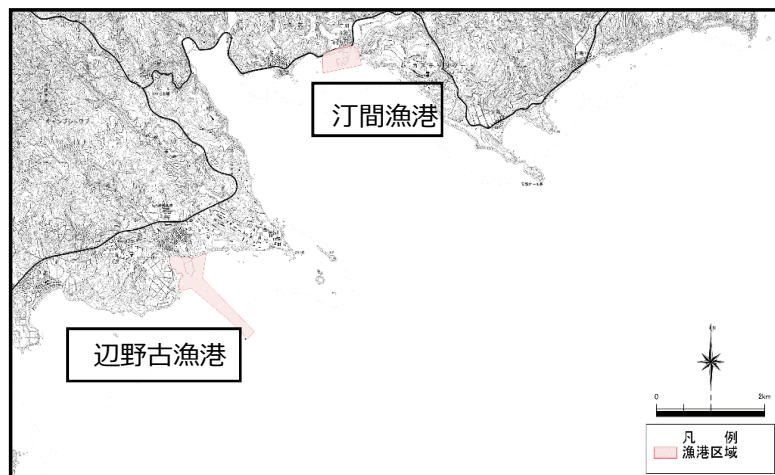
沖縄防衛局

○公有水面埋立承認願書に添付された環境保全に関し講じる措置を記載した図書において、サンゴ類・海藻草類に関し、工事期間中、生息・生育状況等に係る事後調査(サンゴ類・海藻草類を近距離で目視観察できる「潜水目視観察」)を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じる旨記載。

⇒サンゴ類は110地点・64測線(夏季～秋季、冬季～春季)、海藻草類は102地点・64測線(繁茂期、衰退期)で、年2回調査を実施

○調査区域の一部(2地点、8測線)は、辺野古・汀間漁港区域内に位置しているため、水面の一部占用に伴う漁港管理者たる名護市長との協議が必須となることから、現在、同市との協議を行っているところ。

○このため、漁港管理者たる名護市長の同意が得られるまでの間、両漁港区域内に限り、「潜水目視観察」の代替方法をもって調査することが相当とされることから、水面から目視観察を行う「マンタ方式」又は水中カメラを遠隔操作して観察を行う「ROV方式」をもって調査を実施。

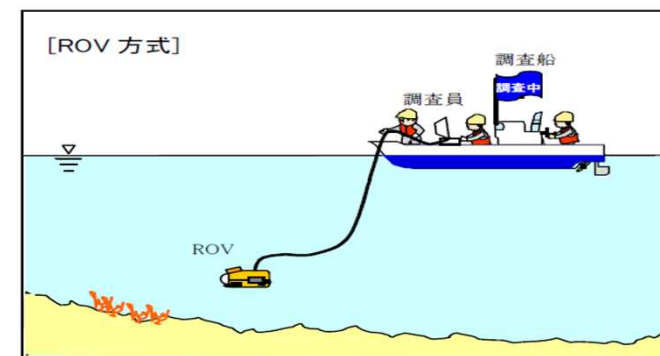


— ライン調査 (8測線)
● スポット調査 (2地点)

【漁港区域内における調査方法】



マンタ方式



ROV方式